

喜茂別町立学校の教育職員に関する  
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年3月  
喜茂別町教育委員会

## 目 次

1. 計画の趣旨・現状	1
(1) 計画の趣旨	1
(2) 本町の現状	1
2. 目標	2
(1) 時間外在校等時間に関する目標	2
(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標	2
3. 計画の期間	2
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	2
(1) 公務の効率化と役割分担の推進	2
(2) 部活動指導に関わる負担の軽減	3
(3) 学校運営体制の見直しなどによる改善	5
(4) 意識の変容を促す取組	8
(5) 学校サポート体制の充実	11
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて	12

## 1. 計画の趣旨、現状

### (1) 計画の趣旨

喜茂別町では、これまで「喜茂別町教育振興基本計画（「喜茂別町教育ビジョン2025」）」に基づき、個別の具体的な教育施策や取り組みを体系的に整理し、本町の教育発展に向けた様々な取り組みを進めてきた。しかしながら教育の質の向上とは別に教育職員の取り巻く環境は、時間外在校時間の増加により働く環境をさらに悪化させる結果となった。そのため、「喜茂別町立学校における働き方改革行動計画」を策定し定期的に改訂しながら、教育職員の在校等時間の縮減に向けた取り組みを進めてきたところである。

それをさらに進めるため、「喜茂別町立学校における働き方改革行動計画（第3期）」を見直し、「喜茂別町立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」を定め、取り組むものです。

### (2) 本町の現状

- 本町では、平成30年4月に、所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として、「喜茂別町立学校における働き方改革行動計画」（以下「行動計画」という）を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。その後、計画の改定を進め、現在、第3期行動計画として令和6年6月に定め、取り組みを進めている。
- こうした取り組みの結果、本町における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

#### 【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	月32時間10分	17.4%	0%
中学校	月29時間00分	14.6%	0%

- 取り組みにより、在校等時間の減少が進んでいるが、時間外在校等時間が45時間を超える割合が小学校17.4%、中学校14.6%となっており、引き続き取り組みを進める必要がある。  
その主な要因は、新入学児童への対応や教職員の人事異動による新たな業務の負担感が大きくなっており、業務の共通化など業務の改善や見直しを図ることによって、教育職員の業務に教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。
- こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき、これまでの「喜茂別町立学校における働き方改革行動計画（第3期）」を見直し、本計画を策定するものである。

## 2. 目標

本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。

### (1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・ 1 箇月時間外在校等時間が 45 時間以下の割合を 100%にする
- ・ 1 年間における 1 箇月時間外在校等時間の平均時間を 30 時間程度にする

### (2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

【カッコ内は令和6年度の数値】

- ・ 年間の年次有給休暇の平均取得日数を 15 日以上にする【12 日】
- ・ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を 10%まで減少させる【25%】

## 3. 計画の期間

令和8年度～令和10年度

## 4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本町では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

### (1) 公務の効率化と役割分担の推進

ア ICT の活用による校務効率化の推進

《町教委・学校》

各学校が教育目標の実現に向けて、限られた人的・物的資源を効果的に活用しながら、真に必要な教育活動に注力するため、学校の実態を考慮してクラウドサービスやデジタル教材、Wi-Fi、校務支援システムなど、ICT を積極的に活用した教育活動や業務を推進し、校務の効率化による事務作業の負担軽減を図る。

《町教委》

- ・ 文部科学省や道教委の取組を参考に、校務の効率化を図るとともに、GIGA スクール構想や学校 DX を推進する。
- ・ 統合型校務支援システムの効果的な活用について情報提供し、教育職員の異動により校務の ICT 環境の変化による業務負担が生じないように努めるとともに、即座に対応できる専門的な職員の配置に努める。
- ・ 校務と授業の効果・効率を高めるために ICT 環境を常に点検整備する。

《学校》

・ 文部科学省「GIGA スクール構想の下での校務 DX 化チェックリスト」などを活用し、「クラウドサービス等を用いた児童生徒の欠席等の管理や保護者への調査アンケート」の実施、保護者との連絡に学習 e-ポータルの保護者連絡機能を活用するなど校務の効率化に努める。

イ 保護者・地域との連携協働

《町教委・学校》

・ 公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する

る指針（以下「指針」という。）の第2章第3節で示された業務の3分類を踏まえ、業務の考え方を明確化した上で、地域とも対話を重ねながら役割分担や業務の適正化を推進する。

- ・保護者や地域住民が、子どもたちに効果的な教育活動を行うという「学校における働き方改革」の趣旨を理解し、各学校の教育活動に積極的に協力いただけるよう、喜茂別町のホームページ内に取り組みを掲載し、学校の業務の実情や働き方改革の各種取り組みについて、積極的な広報及び情報提供を行う。
- ・地域全体で子どもたちの学びや成長を支える取り組みを推進する学校運営協議会の地学協働活動の充実を図る。（3分類の①④関係）

#### 《学校》

- ・保護者や地域に対し、学校の実情や勤務時間、休憩時間に関する情報と併せて、日頃から、学校の取組などについて幅広く情報発信し、情報の共有に努める。さらに、学校の働き方改革の取り組みの進捗状況等については、学校便りや教育用 SNS で公表するなど、その効果を可視化して保護者や地域に周知する。
- ・学校運営協議会などにおいて、積極的に働き方改革を議題として取り扱い、適切なコミュニケーションを図りながら、学校・家庭・地域それぞれの役割を尊重し、信頼に基づいた対等な関係を構築し、適切な役割分担を進める。（3分類の④関係）

### ウ 専門スタッフ等の配置促進

#### 《町教委》

- ・各学校に配置しているスクールカウンセラーを継続する。（3分類の⑩関係）
- ・道教委が進める教員業務支援員や部活動指導員などの支援スタッフの活用促進について、学校とともに検討を進める。（3分類の⑬⑮⑯関係）
- ・小学校の教科担任制導入に向けた検討や専科教員の配置により専門性の高い指導を早期に提供し学力向上を図るとともに、教師の負担軽減に努める。
- ・少子化並びに転出による児童・生徒数の減少が進んでおり、特に小学校ではこの数年で複式学級を設置しなければならない状況となっていることから、学力の向上や教育職員の負担軽減に向けた町単独の教員配置による、教員の負担軽減に努める。

### エ 学校給食費等の公会計化の推進及び徴収・管理業務の負担軽減

#### 《町教委》

- ・国の「学校給食費徴収・管理に関するガイドライン」に基づき、学校給食費の公会計化について京極町教育委員会に働きかける。（3分類の③関係）
- ・保護者納入金など集金事務の委託化について検討し導入を図る。（3分類の③関係）

## (2) 部活動指導に関わる負担の軽減

### ア 部活動休養日の完全実施

#### 《町教委》

・「北海道の部活動の在り方に関する方針」及び「喜茂別町立学校に係る部活動の方針」（以下「町方針」という。）に基づき、生徒のけがの防止や心身のリフレッシュなど学校生活等への影響を考慮するとともに、教員の部活動指導における負担が過度にならないよう、全ての部活動において部活動休養日の完全実施に向けた取組を進める。（3分類の⑬関係）

○ 町方針(概要)

① 部活動休養日の実施

・ 学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。))は、少なくとも1日以上を休養日とする。週末又は祝日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。また、学校閉庁日を設定する場合は、その期間を休養日とし、道民家庭の日(毎月第3日曜日)は、可能な限り休養日とするよう努める。

② 部活動の活動時間

・ 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む。))は、3時間程度とすること。

《学校》

・ 町方針を踏まえ、学校において策定した活動方針に基づいて設定し、公表した各部活動の休養日及び活動時間などについて、校長は各部活動の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行い、その運用を徹底する。（3分類の⑬関係）

イ 指導・運営に係る体制の構築

《町教委》

・ 教育職員の部活動への関与について、法令や国の指針等を踏まえて定めた町方針に基づき、業務改善及び勤務時間管理等を行う。（3分類の⑬関係）

《学校》

・ 学校規模や教員の配置状況等を踏まえた適正な部活動数とする。（3分類の⑬関係）

・ 特定の教育職員に部活動指導業務が集中することがないように、複数顧問の配置などにより、負担の平準化や軽減を図る。（3分類の⑬関係）

・ 部活動の指導、引率等を行う部活動指導員や専門的な技術指導を行う外部指導者を活用するほか、関係機関等との積極的な連携により、部活動の指導体制の充実と教育職員の負担軽減を図る。（3分類の⑬関係）

・ 教育職員の部活動への関与について、法令や国指針を踏まえて定めた喜茂別町方針に基づき、業務改善及び勤務時間管理等を行う。（3分類の⑬関係）

ウ 大会等に係る負担の軽減

《町教委》

・ 学校の部活動が参加する大会等の全体像を把握し、週末等に開催される様々な大会等に参加することにより、生徒や部活動顧問の過度な負担とならないよ

う、大会等の統廃合や簡素化等を主催者や競技団体等に要請する。(3分類の⑬関係)

《学校》

・部活動休養日等が年間を通じて適切に設定されることを前提に、生徒の教育上の意義、生徒や部活動顧問の負担が過度とならないことなどを考慮して、学校の部活動が参加する大会等の回数に上限の目安等を定め、参加する大会等を精査する。(3分類の⑬関係)

エ 部活動の地域移行

《町教委》

・「北海道部活動の地域移行に関する推進計画」により、中学校等の休日の部活動を段階的に地域移行することを基本とし、令和10年度を目途に取り組む。(3分類の⑬関係)

《学校》

・生徒の教育や健全育成に関する専門性と実績を生かし、地域のスポーツ・文化芸術環境の整備に関して、町教委の関係部署及び地域におけるスポーツ・文化芸術団体等と協力・協働する。(3分類の⑬関係)

### (3) 学校運営体制の見直しなどによる改善

ア 教頭の業務縮減

《町教委》

・学校運営の要である教頭が、各種調査等への対応や学校内外の調整等により、特に長時間勤務となっている実態を踏まえ、次の項目を中心に業務負担の解消に向けた取り組みを進める。(3分類の⑥関係)

- ① 学校への調査について、必要性和手法の妥当性を検討するとともに、廃止を含め調査業務の見直しや簡素化などの取り組みを不断に進める。
- ② 学校に関する業務について、校長会や教頭会等との意見交換などで把握した要望などを踏まえ、縮小や簡素化を検討する。
- ③ 新任の教頭向けのリスクマネジメントや学校におけるいじめの問題への対応のポイント、学校安全活動の推進など、教頭の中心的な業務に関するオンデマンド研修資料を配布するなどの支援を行う。
- ④ 所属職員への指導を効果的に実施することができるよう、職員のサービスや勤務時間の管理におけるオンデマンド研修資料について、内容の充実を図る。

・教頭の職を担う人材の確保と職務遂行能力の向上を図るため、校長会と連携しながら、職の魅力向上に向けた取組を実施する中で、業務負担の軽減策についても検討を進める。

・道教委による「教職員の勤務管理事務や学校の施設管理、保護者や外部との連絡調整など、教頭の業務の負担軽減のため、「教頭マネジメント支援員」の配置事業」などの活用を検討する。

- ・機械警備やデジタル技術で校舎の開錠、施錠業務の効率化を図る設備の導入や教頭など特定の職員に責任や負担が集中しないよう環境を整備する。

#### 《学校》

- ・校長は、組織的な学校運営を行うに当たり、業務内容や業務分担の見直しを進め、教頭の業務負担も考慮しながら校内体制を整備する。
- ・管理職と一般教員との日頃からの対話を通じて、学校運営への参画意識を醸成するとともに、教頭の業務の分散化を図る。

※学校管理規則、「教諭等及び事務職員の標準的な内容及びその例並びに教諭等の職務の遂行に関する要綱」、「養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務の内容及びその例並びに職務の遂行に関する要綱」

### イ 学校行事の精選・重点化

#### 《町教委》

- ・学校行事の準備等が教育職員の過度な負担とならないよう、改めて働き方改革の必要性と意義を保護者や地域に発信するとともに、学校の取り組みに必要な支援を行う。(3分類の⑰関係)

#### 《学校》

- ・それぞれの学校行事の教育的価値を検討し、学校としての体裁を保つためのものや前例のみにとらわれて慣例的に行っている部分をやめ、教育上真に必要なとされるものに精選することや、より充実した学校行事にするため行事間の関連や統合を図るなど、学校行事の精選・重点化を図る。(3分類の⑰関係)
- ・学校行事においては、地域との連携が多く組み込まれている場合があることから、改めて働き方改革の必要性と意義を保護者や地域へ発信するとともに、学校運営協議会などを通じて共通理解を図る。(3分類の⑰関係)
- ・カリキュラム・マネジメントの観点から、学校行事と教科等の関連性を見直し、従来、学校行事とされてきた活動について、例えば、理科における野外観察や社会科における見学といった調査活動など、その目標や指導内容から教科等の指導と位置付けることが適切なものについては、積極的に当該教科等の授業時数に含める。
- ・学校行事等の準備・運営について、事前会議等の見直しや地域人材の協力を得たり、外部委託を検討したりするなどして、準備の簡素化、省力化等を進める。(3分類の⑰関係)

### ウ 適切な教育課程の編成・実施

#### 《町教委》

- ・標準授業時数を大きく上回った(小4以上は年間 1,086 単位時間以上)教育課程を編成・実施することがないよう指導・助言するとともに、余剰時数が過大になっている場合や指導体制を整えないまま標準授業時数を大きく上回る授業時数を計画している場合には、学校における教育課程編成の改善が適切に行われるよう指導・助言を行う。

#### 《学校》

- ・各年度の教育課程編成において、余剰時数は必要最小限とし、指導体制や教育課程の編成の工夫・改善等により、指導体制に見合った計画にするなど、適切にマネジメントする。
- ・授業時数や行事、行事準備の時間を適正に計画するとともに、年間を見通した計画の下、授業準備、事務処理などの時間を確保するよう工夫する。(3分類の⑰関係)

## エ 適切な勤務時間の管理等

### 《町教委》

- ・各学校に対し、児童生徒等の登下校時刻や部活動、学校の諸会議等について、職員の勤務時間を考慮した時間設定を行うとともに、労働基準法等の規定に基づき職員が適正な時間に休憩時間を確保するよう指導・助言を行う。
- ・各学校に対し、やむを得ず「超勤4項目」以外の業務を、早朝や夜間など正規の勤務時間以外の時間帯に実施せざるを得ない場合には、変形労働時間制や週休日の振替など勤務時間に係る諸制度を活用し、正規の勤務時間の割振りや休憩時間の設定を適正に行うよう指導・助言を行う。
- ・「終業から始業までに一定時間以上の継続した休息時間を確保」する取組(勤務間インターバル)について、11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。

### 《学校》

- ・校長は、教育職員の勤務時間を考慮した上で、児童生徒等の登下校時刻や部活動、諸会議等について、適切に時間設定する。
- ・校長は、休憩時間には職員会議を開催しないなど、教育職員が勤務時間の途中に休憩時間を適切に確保することができるよう取り組む。

## オ 「チーム学校」としての取組の推進

### 《町教委》

- ・道教委の「Road」や国の「働き方改革事例集」、文部科学省「GIGA スクール構想の下での校務DXについて～教職員の働きやすさと教育活動の一層の高度化を目指して～」を積極的に活用し、改善を重ねる。
- ・本計画について、社会情勢や子どもたちを取り巻く教育環境の変化、国の動向等を踏まえ、状況に応じて迅速に必要な見直しを行う。

### 《学校》

- ・「Road」を引き続き活用し、改革を推進する「コアチーム」の運用に際しては、学年を重視したチーム編成に限らず、学年間を超えたコミュニケーションが可能となるよう、各分掌のリーダーを加えるなど、学校組織全体としてのチーム編成に配慮する。
- ・コアチームが中心となり、職員を対象にアンケートや客観的なデータをまとめ、働き方改革における自校の課題を全職員で共有するとともに、話合いの場を設け、職員間のコミュニケーションを図る。

- ・明らかになった課題の改善に向けて改革を進めるに当たり、長期的な計画だけでなく、小さな変化や成果を実感できるように短期間ですぐに取り掛かれる目標を設定するなど、働き方改革の機運を高める。
- ・校長はコアチームと連携し、自校の働き方改革の進捗状況をチェックリストにより把握し、分析するとともに、フィードバックにより学校の教育目標を実現するために、経営方針の中に位置付けた働き方改革を見直し、短期・中期的改革に取り組む。
- ・国の「働き方改革事例集」、「GiGA スクール構想の下での校務 DX について～教職員の働きやすさと教育活動の一層の高度化を目指して～」や他都府県等の好事例を参考にし、学校の実情に応じて活用できるものは積極的に取り入れるなど、改革を推進する。

#### カ 若手教員への支援

##### 《町教委》

- ・若手教育職員が日常的に学校単位を超えて悩みを共有できるよう、町内の若手教育職員同士がオンラインなどで情報共有できる機会や、他市町村の授業見学など若手教育職員が積極的に参加できる機会を設ける。

##### 《学校》

- ・校長は、全教育職員の心理的安全性の確保に向けた組織づくりに努め、若手教育職員の居場所づくりとして、学年団と分掌部会、複数配置となっている部活動顧問など、若手教育職員の活動の場それぞれにメンターとなる教諭を配置するなど、日常的な OJT を推進し、若手教育職員が悩みを 1 人で抱えるえ込む事などを未然に防止する。
- ・校長を中心に教育職員みんなで、生徒指導の具体的方法と技法、学校としての授業デザインや ICT 機器の活用方法などの教育職員の 1 日を過ごす上での基本的な内容や方法についての知識や技能を着任後の早い時期に全教育職員で時間設定しつつ丁寧に支援するなど、組織として若手教育職員が抱えるであろう課題を予想・分析し、効果的な校内での研修体制を維持する。
- ・初任教員への初任者指導教諭の配置による支援体制の充実に努める。

#### キ 学校の組織運営に関する見直し

##### 《町教委》

- ・学校に組織体制の見直しを促すなど、業務の適正化に向けた指導・助言を行う。
- ・設置されている様々な委員会等のうち、類似の内容を扱う委員会等について、その整理・統合、構成員の統一を図る。

#### (4) 意識の変容を促す取組

##### ア 働き方改革の意識を高める取組の推進

##### 《町教委》

- ・これまでの慣習にとらわれず、教育の質を保ちながら、働き方改革を効果的に進めている事例等を積極的に紹介しながら、学校の管理職とともに意識改革を一層進める。
- ・学校訪問の際に、管理職と働き方改革を進める上で PDCA サイクルを機能させる方策について熟議する。
- ・働き方改革の趣旨や目的を踏まえた上で、働き方改革の取組状況を管理職の人事評価に反映する。
- ・管理職を含む教員一人ひとりが時間を意識した働き方を実践できるよう一層の意識改善を図る。

#### 《学校》

- ・校長は、「学校経営方針」や「重点目標」等に働き方改革に関する視点を明確に位置付け、業績評価に係る目標設定に当たっては、働き方改革のマネジメントに関する目標として、例えば、時間外勤務等の縮減する時間や年次有給休暇の取得日数など、具体的な目標を設定する。
- ・校長は在校等時間の計測・記録の結果を踏まえ、業務の平準化・効率化を検討するほか、ストレスチェックを活用し、「働きやすさ」や「働きがい」の意識の変化を把握するなど、学校の実情や教育職員個々の実態を踏まえた効果的な働き方改革を進める。
- ・管理職は、人事評価の面談等の機会を通して、働き方改革に対する共通理解を図るとともに、効率的かつ効果的な業務の進め方について共に考えるなど、教育職員の働き方に対する意識の醸成を図る。

特に、継続して上限時間を超える職員には当該教育職員の業務全体を把握し、業務の見直しや優先順位等を指示するほか、他の教育職員による支援や業務の担当者変更等を検討するなど適切な勤務時間となるよう取り組むとともに、面談を行い、個別の改善計画を作成することなどにより働き方への意識付けを促す。

- ・時間外在校等時間が 80 時間を超える職員又は直近 2～6 か月間のいずれかの平均で 80 時間を超える職員については、衛生推進者又は医師による面接指導を管理職から徹底するとともに、その結果を踏まえて業務改善を行う。

### イ ワークライフバランスを意識した働き方の推進

#### 《学校》

- ・学校における働き方改革を着実に進めるため、教育職員一人ひとりがワークライフバランス（仕事と生活の調和）の視点を持ち、積極的に実践することができるよう、学校運営体制の見直しなどによる業務の効率化に合わせて、次の取り組みを進める。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>① 月 2 回以上の定時退勤日の実施</li> <li>② 年 2 回以上のワークライフバランス推進強化期間の実施</li> <li>③ 15 日以上年次有給休暇の取得促進</li> </ul> |
|--|

- ・保護者の理解を得た上で、1週間のうち平日1日は、児童生徒の一斉下校時刻を設定したり、部活動休養日と併せた定時退勤日を設定するなど、定時退勤の徹底を図る。
- ・管理職は、子育て又は介護を行う教育職員が、意欲をもって職務に従事することができるよう、仕事と子育て又は介護を両立できる職場環づくりを主体的に進める。
- ・管理職は、女性教育職員の活躍推進の観点から、男性教育職員の家庭生活への関わりを深めることが不可欠であると認識し、日頃から両立支援における男性教育職員の役割について所属職員への意識啓発に努めるなど、教育職員が両立支援制度を適切に活用することができるよう積極的に行動する。
- ・管理職は、修学部分休業、高齢者部分休業、自己啓発等休業等、仕事との両立支援のための制度の活用が図られるよう、対象教育職員に対し職場内で必要な配慮を行う。

#### ウ 働き方改革に関する研修

##### 《町教委》

- ・働き方改革に関する研修の情報を提供し、参加の促進を図る。

##### 《学校》

- ・業務の改善・見直しなど、働き方改革に関する校内研修を計画する。

#### エ これまでの取組の着実な推進

##### (ア)長期休業期間中における「学校閉庁日」の設定

##### 《町教委・学校》

- ・心身の健康を保持するため、以下の内容で長期休業期間中に一定期間の学校閉庁日を設定し、教育職員が休養を取りやすい環境を整備する。

##### ① 学校閉庁日設定期間

- ・夏季休業期間 8月9日～8月18日の5日以内とする。
- ・冬季休業期間 12月29日～1月5日の8日間とする。

##### ② 服務上の取扱等

- ・閉庁日は、年末年始の休日を除き、勤務を要する日であるため、年次有給休暇、夏季休暇、週休日の振替等とする。
- ・年次有給休暇等の取得は任意であり、希望しない職員に取得を強制することがないようにする。
- ・部活動休養日に設定する。
- ・各学校は、次年度の行事予定を作成するとき、あらかじめ学校閉庁日を設定し、学校行事等を設定しないようにするなどして、学校閉庁日に児童生徒が登校することがないように調整し、可能な限り全職員が休暇等を取得しやすい環境を整備する。

##### ③ 保護者への周知

- ・各学校が学校だより等で保護者に周知する。
- ・緊急連絡については、長期休業期間は学校の管理職へ連絡することとす

る。

(イ) 在校等時間の客観的な計測・記録と公表

《町教委・学校》

・校務支援システムの「出退勤管理システム」を活用し、教育職員の在校等時間を客観的に計測・記録する。なお、校外において職務に従事している時間については、出張に係る復命書や部活動の引率業務に係る活動記録等など、できる限り客観的な方法により把握・記録するよう努める。また、半年に一度喜茂別町のホームページで公表する。

・校長会議において、各学校の勤務状況のデータを共有することなどにより、自校の状況の客観的な把握や意識の共有を促す。

《学校》

・校長は、在校等時間を計測した結果を踏まえ、教育職員の健康に配慮するとともに、一部の教育職員に業務が集中しないよう、業務の平準化や効率化等の取り組みを進めるとともに、在校等時間が長時間となっている職員への面談を行い、ストレスチェックなども活用し、適切な指導を行う。

(5) 学校サポート体制の充実

ア メンタルヘルス対策の推進等

《町教委》

・労働安全衛生管理体制の適切な整備やストレスチェックの実施率100%を目標とし所管する学校の教育職員のメンタルヘルス対策を推進する。

・心身の健康問題についての相談窓口を設置する。

《学校》

・校長は、教育職員の適切な労働環境を確保するため、労働安全衛生法に基づき衛生推進者を選任し、労働安全衛生管理体制を確立するとともに、過重労働となる教育職員がいる場合は衛生推進者に報告し、迅速かつ丁寧に対応する。

・校長は、時間外在校等時間等が一定時間を超えた教育職員に対し、面談を行うとともに、衛生推進者による面接指導を実施する。

・校長は、ストレスチェックの結果を活用し、学校の実情や職員個々の実態を踏まえ、教育職員のメンタルヘルス対策に取り組む。

イ トラブル等に直面した際のサポート体制の構築

《町教委》

・学校のみでは解決が難しい課題への対応を支援するため、スクールロイヤーの活用を含め、学校運営を支援する体制を整備する。(3分類の⑤関係)

・学校が児童虐待や生徒指導上の諸課題に直面した際に適切に対応することができるよう、警察や福祉課との連携体制の確立など、関係部局との連携・協力体制を強化する。(3分類の⑤関係)

ウ 調査業務等の見直し

《町教委》

- ・各種調査や事業、事務手続などについては、状況の変化なども踏まえ、その必要性や手法の妥当性の観点からの精選を引き続き行うとともに、学校現場の意見を的確に捉えながら、更なる見直し、簡素化を進める。(3分類の⑥関係)
- ・各種調査において、国や道で行った調査結果を積極的に活用し、類似内容の調査を実施し、学校に負担をかけることがないよう十分に精査してから実施する。(3分類の⑥関係)
- ・調査の実施に当たっては、提出期間を十分に確保し、一定期間に調査業務が集中することのないよう配慮する。(3分類の⑥関係)

## エ 研修・会議の精選・見直し

### 《町教委》

- ・教育職員研修の精選をはじめ、オンライン研修の実施など、学校や教育職員の負担を考慮した効果的・効率的な研修の実施に努めるとともに、長期休業期間中の研修については、国の通知等を踏まえながら精選を検討する。
- ・定例的に実施している諸会議については、その必要性の面から改めて見直しを行い、廃止も含めて更なる精選を行う。
- ・情報の伝達や共有を主な目的とした会議については、オンラインでの開催を徹底する。

## オ 学校が作成する計画等の見直し

### 《町教委》

- ・各学校に対し、新たな課題に対応した計画の作成を求める場合には、まずは既存の各種計画の見直しの範囲内で対応することを基本とするよう指導・助言を行う。
- ・学校単位で作成する計画について、業務の適正化や計画の機能性の向上、カリキュラム・マネジメントの充実の観点も踏まえ、当該計画の内容や学校の実情に応じ、可能な限り統合して作成するよう指導・助言を行う。
- ・各教科等の指導計画の有効な活用を図るためにも、学校の実情に応じ、複数の教員が協力して作成し共有するなどの取り組みを推進する。
- ・学校に作成を求めている計画等を網羅的に把握した上で、計画等のサンプル(ひな形)を提示する。

## カ 教諭等及び事務職員などの標準職務の明確化等

### 《町教委》

- ・学校管理規則「教諭等及び事務職員の標準的な内容及びその例並びに教諭等の職務の遂行に関する要綱」並びに「養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務の内容及びその例並びに職務の遂行に関する要綱」で定めた教諭等、養護教諭、栄養教諭及び事務職員の職務の範囲を標準的に示した例から各学校の業務の明確化・適正化を図り、それぞれが本来の職務に集中し、専門性を発揮できるような環境を整備するとともに、事務職員がこれまで以上に自主的・主体的に校務運営に参画できる環境整備に努める。

キ 勤務時間外における電話対応の見直しの促進

《町教委》

・メッセージ電話サービスを活用し、緊急時の連絡方法を確保するとともに、時間外における電話連絡への改善を図る。

## 5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

・取り組みの着実な実行を図るため、町内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、町のホームページで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。

・学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係課・関係機関とともに取り組む。

・時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本町で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、本町で導入しているストレスチェックの結果から把握する。

・教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。

・各学校における働き方改革の取り組みが進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取り組みを実施する。

・保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本町における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。

## 学校と教師の業務の3分類

- 教師が教師でなければできない業務に専念できるよう、服務監督教育委員会は、これらを踏まえて、それぞれの地域における業務の見直しについて、優先的に対応するものから「業務量管理・健康確保措置実施計画」に反映。
- 学校は、学校運営協議会等での議論を経て、優先順位を定めながら、各校の実情に応じた運用を行う。これらの代表例のほか、地域・学校ごとの議論を踏まえて、業務を不断に見直すことが必要。

まず取り組むこと・  
取り進むべきことは何か、  
話し合うことが大切です。



### 学校以外が担うべき業務

- 1 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
- 2 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
- 3 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）
- 4 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
- 5 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

※朝の時間帯や下校時間の後に、学校施設で預かり活動を行う必要がある場合は、学校以外の管理体制を構築

### 教師以外が積極的に参画すべき業務

- 6 調査・統計等への回答 | 学校への依頼を減らし、デジタル技術を活用しつつ、事務職員を中心に実施
- 7 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理 | 学校が行う場合は事務職員等が積極的に参画
- 8 ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 | 教育委員会と連携を図りながら、事務職員等を中心に実施しつつ、地域の実情に応じて外部委託も積極的に検討
- 9 学校プールや体育館等の施設・設備の管理 | 教師は授業等に付随して行う日常点検を担い、外部委託等も積極的に検討
- 10 校舎の鍵錠・施設 | 副校長・教頭に固定せず、機械整備、役割分担の見直し等を促進
- 11 児童生徒の休み時間における安全への配慮 | 地域住民等の支援や、輪番等を促進
- 12 校内清掃 | 児童生徒への清掃指導は、地域住民等の支援を得て、回数・範囲の合理化等を促進
- 13 部活動 | 部活動の地域展開・地域連携を推進

※ 専門スタッフとの協働、デジタル技術の活用や外部委託の促進については、地方公共団体の関係機関が積極的に参画

### 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

- 14 給食の時間における対応 | 食に関する指導については、栄養教諭等が対応
- 15 授業準備 | 教材の印刷など補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを実施、デジタル技術の活用を促進
- 16 学習評価や成績処理 | 採点作業等のうち補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中心に実施、自動採点等のデジタル技術の活用を促進
- 17 学校行事の準備・運営 | 関係機関との日程調整や物品の準備等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進しつつ、必要に応じて外部委託等も検討
- 18 進路指導の準備 | 就職先に関する情報収集等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進
- 19 支援が必要な児童生徒・家庭への対応 | 専門スタッフとの協働等を促進